

# 子ども・子育て支援新制度

平成26年9月16日発行

平成26年 第2号

子育て推進課

☎229-3390 FAX 229-3334

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。

## 幼稚園や保育所などを利用するときは

新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園(新設予定)などが利用できます。これまでの利用方法から変更がありますので、詳しくは裏面の「施設の利用手続き」をご覧ください。施設名などについては、広報津10月1日号に掲載予定の入園手続きの案内と併せてお知らせします。



市立幼稚園は全て新制度に移行します。ただし、新制度移行後も、2年保育と3年保育を行う園に分かれます。また、お住まいの地域によって、利用できる幼稚園が決まっていますので、詳しくは教委学校教育課(☎229-3391)へお問い合わせください。私立幼稚園は、今後各園の判断で新制度に移行するかが決まります。

## 施設の利用者負担額(保育料)の仕組み

新制度に移行する幼稚園、保育所、認定こども園などの利用者負担額(保育料)は、保護者の所得(前年度と現年度の市民税額)に応じて、国が定める水準を限度として、市が定める階層別の金額を負担する仕組みです。なお、国が定める水準は、来年1月以降に示される予定です。市ではこの水準を踏まえ、現状の保育料との変動を少なくするよう配慮し、今後金額を決定します。

### 保育料の多子軽減

保育所は、新制度でも現行の措置と同様に、子どもが2人以上いる世帯は負担が軽減される予定です。また、幼稚園は国の方向性を踏まえ検討中です。詳しくは、決定次第広報津などでお知らせします。



## 幼稚園・保育所以外の事業

次の事業は、幼稚園や保育所などの利用に必要な支給認定を受けずに利用できます。支給認定について詳しくは、裏面をご覧ください。

### 利用者支援

さまざまな子育て支援事業や制度の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援します。

### 一時預かり

保護者の用事やリフレッシュなどの際に、幼稚園や保育所などで一時的に子どもを預かります。

### 放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)を対象に、放課後に小学校の専用施設などで児童の健全育成を図ります。

## 地域子育て支援拠点

子育て支援センターなどで、地域の保護者や子どもが交流できる場を提供します。

## 病児保育

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院などに付設されたスペースで預かります。



子育て支援拠点 子育て支援センター